

## 次期山形県環境計画の策定について

### 1 次期山形県環境計画の策定について

- ・ 現行の「第3次山形県環境計画」については、対象期間が平成23年度から令和2年度までの10年間となっており、来年度、次期計画の策定作業を進めていく予定。
- ・ 計画策定の参考とするため、様々な機会を捉えて、市町村、関係団体ほか県民各層から、環境に対する意識や意見、取組み等についてアンケートや意見聴取を実施。

#### 【計画の策定スケジュール】

令和元年度

8月～11月 県民の環境意識等に関するアンケートの実施  
(県政アンケート、やまがた環境展等)

11月 「環境問題を考えるSDGsカフェ」の開催(山形、庄内)  
(次代を担う若者をはじめとする県民からの意見聴取の一環)

令和2年度

5月 環境審議会総会・環境計画管理部会①(次期計画策定の諮問、課題整理)

7月 環境計画管理部会②(骨子案検討)

7月～9月頃 地域ミーティング(市町村、関係団体からの意見聴取等)

11月 環境計画管理部会③(素案検討)

1月 パブリックコメント

3月 環境計画管理部会④(答申案(最終案)審議、答申)

次期計画決定

### 2 参考資料

- ・ SDGsと県環境エネルギー関連施策の整理
- ・ 「環境問題を考えるSDGsカフェ」の開催について

## SDGsと県環境エネルギー関連施策の整理

特に関連するゴール	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 2030年に向けて持続可能な開発のための目標(17項目)	ゴールの仮訳	県環境エネルギー関連施策 (第3次山形県環境計画【中間見直し版】より抜粋) ※( )内は主な例	関連ターゲット	関連指標
		あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の環境リスク低減(ダイオキシン測定、PCB廃棄物の適正処理)</li> <li>大気環境の保全(大気汚染物質の常時監視)</li> <li>水環境・水資源の保全(水質の常時監視、浄化槽整備)</li> <li>土壌環境・地盤環境の保全(土壌環境情報の収集、汚染土壌の拡散防止)</li> </ul>	3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	3.9.1 家庭内及び外部の大気汚染による死亡率 3.9.2 安全ではない水、安全ではない公衆衛生及び衛生知識不足(安全ではないWASH(基本的な水と衛生)にさらされていること)による死亡率
		全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育を通じた環境の人づくり(環境学習プログラムの整備・展開)</li> </ul>	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	4.7.1 ジェンダー平等および人権を含む、(i)地球市民教育、及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、及び(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、全ての教育段階において主流化されているレベル
○		全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>水環境・水資源の保全(水質の常時監視、浄化槽整備、水資源保全条例)</li> </ul>	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	6.3.1 安全に処理された排水の割合 6.3.2 良好な水質を持つ水域の割合 6.6.1 水関連生態系範囲の経時変化
○		全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化</li> </ul>	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	7.2.1 最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率
		強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進的な地域システムの構築(クレジット制度、省エネ県民運動、水素社会実現に向けた対応)</li> <li>資源の循環を担う産業の振興(3R補助金)</li> </ul>	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	9.4.1 付加価値の単位当たりのCO2排出量
		包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気環境の保全(大気汚染物質の常時監視)</li> <li>廃棄物の適正な処理による環境負荷の軽減(廃棄物の適正処理の推進、不法投棄の防止)</li> </ul>	11.6 2030年までに、大気の大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	11.6.1 都市で生み出された固形廃棄物の総量のうち、定期的に収集され適切に最終処理されたものの割合(都市別)
○		持続可能な生産消費形態を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源循環社会システムの形成(食品ロス削減、3R推進事業)</li> <li>資源の循環を担う産業の振興(3R補助金)</li> <li>自治体の率先的な取り組みの促進(率先実行計画、グリーン購入)</li> </ul>	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。	12.3.1 a) 食料損耗指数、及び b) 食料廃棄指数 12.4.2 有害廃棄物の1人当たり発生量、処理された有害廃棄物の割合(処理手法ごと) 12.5.1 各国の再生利用率、リサイクルされた物質のトン数 12.7.1 持続可能な公的調達政策及び行動計画を実施している国の数
○		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域分散型エネルギーの導入促進(蓄電池補助)</li> <li>気候変動による影響への適応</li> <li>環境教育を通じた環境の人づくり(環境学習プログラムの整備・展開)</li> </ul>	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	13.1.3 国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合 13.2.1 気候変動の悪影響に適応し、食料生産を脅かさない方法で、気候強靱性や温室効果ガスの低排出型の発展を促進するための能力を増加させる統合的な政策/戦略/計画(国の適応計画、国が決定する貢献、国別報告書、隔年更新報告書その他を含む)の確立又は運用を報告している国の数 13.3.1 緩和、適応、影響軽減及び早期警戒を、初等、中等及び高等教育のカリキュラムに組み込んでいる国の数
○		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸漂着物等の回収処理及び発生抑制の推進(スポごみ)</li> <li>河川・海岸環境の保全活用(飛鳥クリーンアップ)</li> <li>水質保全対策(水質の常時監視)</li> </ul>	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。	14.1.1 沿岸富栄養化指数(ICEP)及び浮遊プラスチックごみの密度 14.3.1 承認された代表標本抽出地点で測定された海洋酸性度(pH)の平均値
○		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林が有する公益的な機能の維持及び持続的な発揮(県民参加の森づくり)</li> <li>希少な野生動物植物の保護(レッドリスト改訂)</li> <li>鳥獣の適正な保護及び管理の推進(生息数抑制)</li> </ul>	15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	15.1.1 土地全体に対する森林の割合 15.1.2 陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のうち保護区で網羅されている割合(保護地域、生態系のタイプ別) 15.2.1 持続可能な森林経営における進捗 15.5.1 レッドリスト指数

## 未来につなげよう！環境問題を考えるSDGsカフェの開催について

### 1 趣 旨

次代を担う若者をはじめ、県民の方々に、SDGsをキーにこれからの環境問題や本県の環境政策を考えていただく機会として開催したもの。

なお、本事業は、令和2年度改定予定の山形県環境計画の策定のための意見聴取の一環として設定。

2 主 催 山形県（庄内会場のみ東北公益文科大学地域共創センター「共創カフェ」との共催）

3 協 力 東北環境パートナーシップオフィス（EPO東北）

4 日 時 ①山形会場 令和元年11月18日（月）18:00～20:30  
②庄内会場 令和元年11月6日（水）17:30～20:00

5 会 場 ①山形会場 ゆうキャンパス・ステーション（山形市香澄町1-3-15）  
②東北公益文科大学（酒田市飯森山3-5-1）

6 参加者 ①山形会場 高校生9人、大学生・大学院生8人、一般16人 合計33人  
②庄内会場 高校生6人、大学生19人、一般（引率教員等）9人 合計34人

### 7 内 容

(1) 講演「SDGsと環境問題について」

講師：東北環境パートナーシップオフィス（EPO東北）

コーディネーター 鈴木 美紀子 氏

(2) 話題提供

- ・山形県の環境の取組み 山形県環境企画課
- ・学生の環境の取組事例

（山形）山形版SDGsシミュレーションカードゲームの開発

東北芸術工科大学 建築・環境デザイン学科4年 佐藤 朋子 氏

（庄内）海ごみ対策の取組み

東北公益文科大学学生サークル「SCOP」

(3) グループワーク

- ・身の回りの環境について問題だと感じていることは？
- ・問題解決のためにそれぞれができることは？

#### 【山形会場の様子】



話題提供 佐藤朋子さん



グループワーク



グループワークの全体共有

#### 【庄内会場の様子】



講演 EPO東北 鈴木コーディネーター



話題提供 SCOP



グループワーク